## 事 前 評 価 調 書

I 事業概要																		
事	業名		各事業(道路改良事業)															
地	区 名 一般県道坂上田振線																	
事	事業箇所 豊田市栃本町〜国谷町																	
		l .		道坂上田振線は、豊田市坂上町から田振町(足助地区)に至る延長 6.9km の路線であり、														
			般県道坂上花沢線や主要地方岡崎足助線と接続し、三河山間地域の暮らしを支える重要な路線															
		── である。 ── 当該事業区間は、線形不良により見通しが悪く、隘路区間も続き、車両のすれ違いが ── おび事業区間は、線形不良により見通しが悪く、隘路区間も続き、車両のすれ違いが											きょくみぐF	日難で ち				
事	業のあ		コとから、山間地域における拠点間の移動や、日常生活の移動の妨げとなっている。また、足															
	らまし	-	中学校の通学路に指定されているが、歩道がなく生徒等の歩行者・自転車を含めた安全性の面															
		でも	課題となっ	っている	5.													
			このため、「山間や離島などの暮らしを支える基盤整備」、「交通安全対策の強化」を主な目的と															
			て、当地域の交通の円滑化及び歩行者等の安全確保を図るため、一般県道坂上田振線の現道拡   事業を実施するものである。															
			果を美施り 成(主要)		ノビめる。	1												
			1) 山間や離島などの暮らしを支える基盤整備															
事業目標		(2	2) 交通安全対策の強化															
		【副	刊次目標】															
			事業費	eb=⊓														
事業費					内訳 ■工事費 4.1 億円、■用補費 0.3 億円、■その他 0.4 億円													
事業期間		採択					予定4					記成予算			平成 39 年度			
事	業内容	現道	直拡幅(延長:L=0.84km、車線数:2車線(2/2)、幅員:W=9.25m)															
П	評価																	
	1) 必要性		(1) 山間							<b></b>	L		_	316 41 3-		T1 - 11 . 13		
			・線形が悪く、狭隘な区間で車両のすれ違いが困難であることから、日常生活の移動の妨げ															
①事業の必要性			となっているため、円滑な交通の確保が必要である。 (2)交通安全対策の強化															
			(2) 父週女宝料束の強化 ・足助中学校の通学路に指定されていることから、通学の生徒を含めた歩行者等の安全確保															
			の観点からも歩道整備が必要である。															
	判定		A:現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。															
			B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 															
			【理由】	口温小.	のバ安全	性のな	を保のさ	とか事	**	声の心	亜性も	ヾ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙						
	1) 事業計画		・交通の円滑化及び安全性の確保のため事業実施の必要性がある。 【事業計画】															
<b>②</b>						H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39			
				工「調	+ =0=1	1130	1101	ПОZ	1100	1104	Поо	1130	1137	1130	Пов			
事				種	査・設計													
②事業の実効性					地補償	•		$\overline{}$										
実			<u>:</u>	分	工事		<b>←</b>				_				-			
性				事業費	(億円)			2.1					2.7					
	2) 地元の合 意形成		・地元自治体より早期整備の要望を受けている。															
			• 地元住	民に対	し事業説	明会を	開催	し、合	意形成	せ を図	ってし	いる。						

判定

A: 事業計画の実効性が期待できる。

B: 事業計画の実効性が期待できない。

【理由】

Α

・円滑な事業環境が整っており、計画の実行性が確保されている。

Ⅲ 対応方針

事業実施が事業実施

事業実施が妥当である。: 上記①~②の評価ですべてA判定であるもの。

妥当である 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

\_

【主な評価内容】

交通量(全車、大型車)、旅行速度、混雑度、安全性の改善状況